

『国土利用計画下野市計画』の策定について

下野市では、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項に基づき、国土利用計画下野市計画（以下「市計画」という。）を策定することとしています。

策定にあたっては関係法令等に定めるもののほか、以下の考え方に基づいて進めるものとします。なお、対象は下野市全域とします。

1. 計画の趣旨

市計画は、国土利用計画法第2条に定められた国土利用の基本理念に即し、法第8条の規定に基づいて、市域における土地利用に関して必要な事項を定めるもので、各種の土地利用に関し基本となるものです。

そのため、国土利用計画栃木県計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の市町村の基本構想に即して策定します。

計画内容は、下野市における土地利用を長期的展望に立ち、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域における自然、社会、経済、文化の特性に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図る内容とします。

2. 計画の期間

市計画の期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間とします。

3. 計画の構成(案)

前文

計画の性格を明らかにします。

市の概要

自然、社会、経済、文化等の特性を明らかにします。

土地利用の基本構想

ア 土地利用の基本方針

基本理念、現状と課題、基本方向を記述することにより、基本方針を明らかにします。

イ 利用区分別の土地利用の基本方向

農用地、森林、住宅地等の各地目、市街地等の利用区分別の特性を踏まえつつ、今後の土地利用のあり方や配慮事項等を明らかにします。

利用目的に応じた区分ごとの規模の目標とその地域別の概要

ア 利用区分ごとの規模の目標

上記の土地利用の基本構想に基づき、基準年次び目標年次における人口、世帯数、利用区分の目標を数量表示します。

イ 地域別の概要

地域区分ごとの地域別概要を明らかにします。

に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

上記の目標を達成するために必要な措置を明らかにします。

4. 庁内策定体制

下野市総合計画策定委員会において検討、策定します。

5. 計画策定の手順

各種調査及び土地利用の分析

問題点を明確にし、将来の土地利用の可能性について検討します。

住民意向の把握

住民意向や基本的事項について、下野市総合計画審議会に対して意見を求め、その意向を反映するものとします。

また、素案の段階でパブリックコメントを実施し、提出された意見や提案を計画の策定に反映させるものとします。

関係行政機関との調整

市計画の策定に当たっては、必要に応じ県等と調整を行います。

議決及び公表

計画案を議会に提出し、その議決を求め、市計画を定めたときは、その要旨を公表することとします。

<参考> 国土利用計画法抜粋（市町村計画）

第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即するものでなければならない。

3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

4 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

国土利用計画のスケジュールについて

